

令和8年5月20日

自治会長 様

新居浜警察署からのお願いについて

新居浜警察署

生活安全課長

記

愛媛県警による**防犯カメラ新規設置に対する支援事業**が開始されました。

まちの安心と安全のために「街頭防犯カメラ」や「子ども見守りカメラ」として防犯カメラを設置する際に**設置費用の半額を補助**する制度であり、新居浜市内の子どもたちの通学路を中心に事件事故発生の未然防止や発生時の早期解決のために防犯カメラを新規設置していきたいと考えています。

各自治会で広報していただき、1台でも多くの防犯カメラを設置できるようにご協力をお願いします。

**【担当】新居浜警察署 生活安全課 和田**

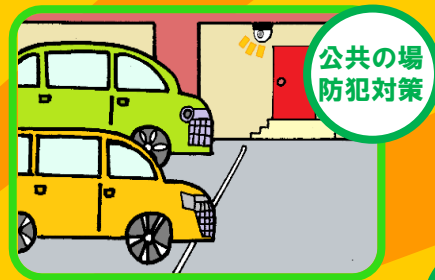
**0897-35-0110 (内線271)**

～ 愛媛県警による支援事業のお知らせ ～

# 街頭防犯カメラ等で まちの安心と安全を！



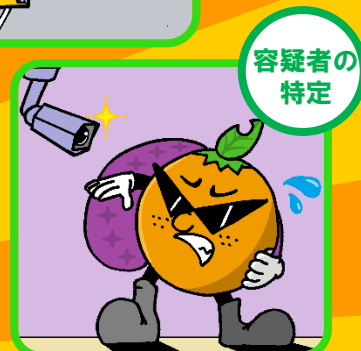
愛媛県警察マスコットキャラクター  
まもるくん



公共の場  
防犯対策



通学路の  
見守り



容疑者の  
特定

※一般家庭用防犯カメラは除きます。

設置支援できる防犯カメラの種類は **2パターン** あります！

## ① 街頭防犯カメラ

道路 駅前 商店街 など

### 〈設置条件〉

- 街頭犯罪の発生抑止を目的
- 地域の防犯活動に取り組もうとする組合団体及び事業者を対象
- 半分以上公共空間を撮影

※公共空間とは、不特定多数の者が利用する場所のこと

## ② 子ども見守りカメラ

通学路 学校付近 公園 など

### 〈設置条件〉

- 子どもの通学路等の安全確保を目的
- 地域の子ども見守り活動に取り組もうとする自治組織、組合若しくは団体、PTAを対象
- すべて公共空間を撮影

いずれの防犯カメラも1台につき

※一般家庭用防犯カメラの設置及び街頭防犯カメラ等の管理運営費は対象外

# 2分の1の補助率（上限225,000円）

街頭防犯カメラ等の設置・運用するにあたり、管理規定を制定し、愛媛県警察と協議する必要があります。

### 〈注意事項〉

- ・いずれの設置条件も警察が推進する各種活動に協力している者又は、新たに協力することが可能な者を補助対象者とし、暴力団員又はこれらの者の統制下にある者等、公共の福祉に反する活動を行っている者は、補助金の交付申請をすることができません。
- ・犯罪捜査のため、街頭防犯カメラ等の画像提供にご協力いただく場合がございます。
- ・補助金の交付の決定内容、条件、補助金規則、要綱、ガイドラインの規定に違反している場合は、補助金の返還を求めることがあります。

本事業は、愛媛県警察の「令和8年度愛媛県街頭防犯カメラ等設置支援事業」に基づき、犯罪抑止と犯罪発生時の犯人特定のため、街頭防犯カメラ等の設置を支援するものです。設置を検討している方又は事業に興味のある方はお気軽にご相談ください。



お問合せ：愛媛県警察本部刑事部機動捜査分析課 (☎ 089 - 943 - 0110)

〒790-8551 愛媛県松山市勝山町2丁目13-2

愛媛県警察 防犯カメラ

検索